

ナチス体制下のコメルツ銀行研究

—フンボルト大学現代史研究所の調査報告—(1)

山 口 博 教

ナチス体制下のコメルツ銀行研究

——フンボルト大学現代史研究所の調査報告(1)——

山口 博 教

Hironori YAMAGUCHI

目次

1. はじめに
2. 「序論」
3. 「1870年創業からワイマール共和国半ばまでのコメルツ銀行におけるユダヤ的伝統」
4. 「ナチズム下のユダヤ人従業員の排除と顧客をめぐる競争」
5. 「銀行家にとって困難な業務」
6. 「コメルツ銀行とユダヤ人資産の押収」(以下次号)
7. 「ペーメン諸邦とオランダにおけるコメルツ銀行とユダヤ人営業活動の根絶」
8. 「ポーランドにおけるユダヤ人経済の根絶への関与1939-1945」
9. 「アウシュウィッツ-ビルケナウ強制・絶滅収容所とコメルツ銀行」
10. おわりに

[Abstract]

An Introduction of *Die Commerzbank und die Juden 1933-1945* edited by Ludolf Herbst and Thomas Weihe, München 2004(1)

This book provides an interim research introduction about Aryanization and eradication activities against Jewish businesses by Commerzbank in the Nazi era. Compared with studies about Deutsche Bank and Dresdner Bank, the book contents about Commerzbank have different characteristics. First, the financial dealings of Commerzbank were connected historically and targeted at small- and medium-sized businesses and banks. Second, the authors followed the viewpoints of the Office of Military Government for Germany, United States reports. These viewpoints are different from the studies conducted on the two established commercial banks. In this book, the authors had strictly criticized the methods and contents of Commerzbank in the annexed and occupied districts and presented their original viewpoints. Third, this book is an ongoing project without a unified conclusion.

By summarizing critical studies regarding these three commercial bank activities, we can establish an approach to a comprehensive analysis of their responses and behaviors to the Nazi regime.

1. はじめに

ここで紹介する著作は、ルードルフ・ヘルプストとトーマス・ワイアにより編集され、2004年に刊行された『コメルツ銀行とユダヤ人1933年—1945年』(Ludolf Herbst/Thomas Weihe(Hrsg.), *Die Commerzbank und die Juden 1933-1945*, München2004.)である。¹

序論を先取りすることになるが、この著作の刊行経緯について書かれた冒頭部分を、予め以下で紹介する。「この著作で提示するの

は『1970年から1958年に至るコメルツ銀行史』プロジェクトメンバーの中間まとめである。なおこのプロジェクトはコメルツ銀行取締役会が、ベルリン・フンボルト大学現代史研究所に企画を持ち込み、銀行から大規模な資金が提供された。」²

ところでドイツ信用銀行とユダヤ人との関わりについてのテーマで、筆者はすでにドイツ銀行とドレスデン銀行について同様のテーマにもとづく研究書をいくつか紹介してきた。まずドイツ銀行の場合には、既に1980

キーワード：ナチス体制下のコメルツ銀行、ユダヤ人の中小企業、絶滅収容所建設への融資
Key words : The Commerzbank in the Nazi-regime, The Jewish small and medium businesses, The credit for construction of the extermination camps

年代半ばに歴史検証委員会を立ち上げ、ドイツ内外の研究者たちに調査を依頼した。そしてそのメンバーを含め、専門家グループによる作業結果を同行125年記念史として1995年に刊行した。この中の論文には見解の相違があることが判明し、議論が引き起こされることになった。このため刊行後は、同様のテーマにもとづく各研究者の独自研究成果が個別に発表される事態に至った。³

次にドレスデン銀行は2006年に、同行のナチス期の国内外の営業に関する大部の著作を刊行した。同行がそれまで無関心を装ってきた態度を転換したのは、東西ドイツ統合後、特に1990年代後半から激しさを増した、旧東側諸国と在米ユダヤ人勢力による銀行に対する批判の高まりであった。この結果、同行はドイツ国内の各種歴史研究（経済史・経営史・社会史・現代史）機関に調査研究を委託した。執筆過程では関係各国の歴史研究機関へ協力を仰ぎ、国際討論を加えた。準備から7年後、三大銀行では最後の刊行となった。⁴

今回コメルツ銀行に関する同様の問題を取り上げることで、ナチス体制下における三大信用銀行の対応と業務戦略が出そろふことになる。コメルツ銀行に関する著作紹介は、この問題での筆者（山口）最後の仕事となるが、これは振り返ると以下の理由による。まず他の二行に関する著作と比べ、出版に絡む事件性が少なかったことである。この結果日本のマスコミでも、それ程注目を浴びなかった。そもそもコメルツ銀行は他の二大信用銀行と比べると営業規模が小さく、三番手に位置する。今回取り上げる著作の中で指摘されているように、営業対象企業も中小企業が多い。執筆者である私もこれまでは他の二行に比べ、十分な注意を払ってこなかった。

ただしドレスデン銀行が今世紀初頭に経営破綻をきたし、2001年にドイツ最大手の保険会社アリアンツに買収され、その子会社となってしまった。その後2008年にはコメル

ツ銀行がそれを取得し、2009年5月に合併することになった。こうしてその歴史に終止符が打たれた現在、コメルツ銀行の重要性が増し、取り上げる意義は大きくなっている。合わせてこの作業を通して、ナチス体制下における三大信用銀行の営業姿勢を比較検討することが可能となる。

なおこの著作の紹介は、ドイツ銀行とドレスデン銀行の場合と同様に、著作の全章について行うのではなく、主として序章、各章の「前書き」と「まとめ」の部分を中心として見ていくことを、あらかじめ断っておきたい。序論の紹介に入る前に、この著作の目次（大項目）と執筆者を以下に掲げておく。

- ・「序論」
ルードルフ・ヘルプスト (Prof. Dr. Ludolf Herbst)/ クリストフ・クロイツミュラー (Christoph Kreuzmüller)/ インゴ・ローゼ (Ingo Loose)/ トーマス・ワイア (Thomas Weihe)
- ・「1870年創業からワイマール共和国半ばまでのコメルツ銀行のユダヤ的伝統」
デーツレフ・クラウゼ (Detlef Krause)
- ・「ナチズム下のユダヤ人従業員員の排除 (Verdrängung) とナチズム下の顧客をめぐる競争」
トーマス・ワイア
- ・「銀行家にとっての困難な業務：旧ライヒ (Altreich 1933-1940) におけるユダヤ企業の根絶 (Vernichtung der jüdischer Gewerbeunternehmung) へのコメルツ銀行の参加」
ルードルフ・ヘルプスト
- ・「コメルツ銀行とユダヤ人資産の押収」
ハナ・アルハイム (Hannah Alheim)
- ・「パーメン及びオランダにおけるユダヤ人営業活動の根絶とコメルツ銀行」
クリストフ・クロイツミュラー/ ヤロスラヴァ・クセラ (Dr. Jaroslav Kučera)
- ・「1939年—1945年、ポーランドにおけるユ

ダヤ人経済の根絶へのドイツ金融機関の関与]

インゴ・ローゼ (Ingo Loose)

- ・「アウシュヴィッツ―ビルケナウの強制・絶滅収容所とコメルツ銀行」

インゴ・ローゼ

- ・付録

以上をみてわかるように、この著作には序論はあるが、結論は付されていない。代わりに序論において、編集者二人が各章の一定の取りまとめを行っているため、ここで結論を先取りしているとみることできる。また各章の番号は付されていない、目次の形式は執筆者に任せられ、統一したものとなっていない。小稿冒頭で触れたるように、この時代におけるコメルツ銀行史の「中間まとめ」的性格から来ているのではないかと考えられる。ともかく小稿では、序論以下第1章から始まり、各省は各節に分かれるものと判断して叙述していくことにしたい。

2. 「序論」(ルードルフ・ヘルプスト/クリストフ・クロイツミュラー/インゴ・ローゼ/トーマス・ワイア)

この序論は以下のように展開されている。まずプロジェクト参加者全員の名前とプロジェクトの中で果たしている役割が紹介される。次にこのプロジェクトを委託したコメルツ銀行の意図が解説される。これを受けて研究者の調査・研究視点及び視角・研究方法が、それまでの研究成果との関係で提示される。その上で、各章についての序論を担当した中心的メンバーによる各章の概略が紹介される。既に述べたように、この著作には全体の結論に当たる章が付されていないため、この部分が課題に対する担当箇所の評価を含め、結論的趣旨を兼ねているとも考えられる。

まずヘルプストが指導するこのプロジェクト参加者についてみると、序論の最初の部分で明記されている以外のメンバー名が列

挙されている。ゲルト・ヘルツォーク (Geld Herzog)、ヤナ・ライクゼンリング (Jana Leichsenring)、ヤン・シュロイゼナー (Jan Schleusener)、ヴェーラ・ツィーゲルドルフ (Vera Ziegeldorf)、ニコライ・M. ツィーマーマン (Nicolai M. Zimmermann)、さらに最初の時期には、ベルンハルト・ローレンツ (Dr. Bernhard Lorenz) が共同作業に加わっていたことが断られている。

そしてこの著作の理念について以下のように述べられている。「その構想と形式はクロイツミュラー、ローゼ、ワイアがプロジェクト指導者と共同して展開してきた。ワイアはこのプロジェクトの調整者であり、また共同編集者でもある。」⁵

なおこのプロジェクトについては、コメルツ銀行指導部の見解も次のように紹介されている。「この銀行がナチス期に果たした役割を明らかにすることを目的とし、銀行史に対して独自に責任をもって関わることにする。このことは解明を望む一般社会の利害にも、また今日の銀行従業員の自己意識にも関わる問題でもある。」⁶

以上のような銀行側の要望にもとづき、このプロジェクトグループは研究テーマを「ユダヤ人経済の根絶 (Vernichtung der wirtschaftliche Existenz der Juden)」を解明することとしている。そしてそのために使用する概念を検討し、「排除」、「所有権移転」、「清算」、「資産収奪」を用いている。ただし「アーリア化」、「非ユダヤ化」、「ゲルマン化」の概念はナチズムの用語であり、曖昧さが含まれていること、「現代の学術用語には入らず」、括弧つきで使用する場合を除き極力使用しないことが断られている。それは「「アーリア化」や「非ユダヤ化」の概念が適用される場合には、一般的な付帯条項を必要とし、具体的な暴力(使用)の証明を不可欠とする」からである。⁷

細かく見ていくと「排除 (Verdrängung)」

は従業員への解雇と解任にかかわる概念である。「資産収奪」には「資産の移転」と「資産の委譲」(企業が存続した場合)及び「資産の清算」(企業が消滅した場合)を含めている。この関連では「所有の移転(Besitztransfer)」と「所有の委譲」(Besitzübernahme)の概念を避けることを執筆者は明言している。これは戦後の賠償や売買契約にもとづく法律手続きではない行為を念頭に置くからでもある。所有は盗人も手にすることができるから、と断られている。この意味合いでは、「資産剥奪(Vermögensentzug)」と「清算(Liquidation)」に関しても同じことが指摘されている。ユダヤ人に残された銀行通帳、積立金証書、貸金庫等の資産に対して多様な法律手段を用いて行われた取扱いは、「資産没収(Enteignung)」という形でまとめられている。⁸

次にこれまでの「ユダヤ人の経済生活の根絶」を「アリア化」として捉えたこれまでの研究文献が列挙される。そしてこれらの研究が主に大銀行のこの分野での活動を対象としていたことを重視する。この項では触れられていないが、この著作を編集したヘルプスト自身、コメルツ銀行を大銀行に含めていない。このため三大銀行の中で他の二行と比べて格下であることを前提とした議論が展開されていく。この点については筆者としても、あらかじめ読者の注意を喚起しておきたい。

以上のようにここまでがこの著作全体に関する視点と視角についてのまとめとなっている。以下では七つの各章の特徴が概括される。

(1) 創業からワイマール共和国にいたるまで

ユダヤ人銀行家が果たした創業時の役割は重要であり、合併の結果指導的役割を果たした役員の中に個人銀行家が含まれていた。またユダヤ人従業員のネットワークも成立し、反ユダヤ的な怨恨を生み出したことも指摘さ

れている。とはいえ「ユダヤ人従業員が果たした役割はドイツの他の大銀行について言えるほどではなかった」とまとめている。⁹

(2) ナチス期の従業員排除と顧客であるユダヤ人に対する業務を継続すべきか、ユダヤ人顧客を縮小・隔離すべきか、人事政策を含め銀行はこの間で揺れ動いた。ユダヤ人顧客が重要な役割を果たしている限り、ユダヤ人従業員を保護したが、ユダヤ市民が締め出される過程で彼らの地位は悪化していった。

(3) 銀行家にとっての困難な業務についてヘルプストの結論は簡明である。「[アリア化]と大規模ユダヤ人資産の清算にコメルツ銀行は何ら重要な役割を果たさなかった。」その理由は、同行が二つの大銀行の背後に位置付けられ、中規模の商工企業が取引相手であったことによる。¹⁰

ただし先行した当局の政治大綱に従い、人道的観点よりも営業的視点を重視し、例外的ケースにおいてのみユダヤ人利害が反映され、救済する場合もあった。旧ライヒ(Altreich)内では業務拡張以上に、「損失の削減」が目指された。業務拡張が開始されたのは1938年以降に略奪領域へ進出し、ユダヤ人営業活動の根絶に関与してからであった。

(4) ユダヤ人資産の押収

1933年からユダヤ人顧客に対する差別が、為替管理と資産押収により遂行された。この章では1938年5月以降この二つの「ガイドルール」がいかにして合体され、全ユダヤ人資産を凍結し、ユダヤ人に対し低評価された所有権概念を適用したかが記述されている。また1941年11月25日のライヒ指令で「ユダヤ人資産は多くは強制収容所移送により一国家所有物とされた。」なおこの手続きを遂行したのは官僚機構であったが、「諸銀行は個別銀行として、また上部の銀行協会を通してナチス指導部の行動に関連する利害を貫いた」との説明が付されている。¹¹

(5) ベーメン諸国とオランダにおけるユダ

ヤ人営業活動の根絶

コメルツバンクの国外での業務は時期ごとにその重点が変化している。そしてペーメン等の保護領での営業は他の二行と比べると弱小規模で展開され、これに対してオランダではフーゴ・カウフマン銀行 (Hugo Kaufmann & Co's Bank) を吸収し、反セミティズムの方策から収益が挙げられた等、両占領領域における違いが述べられている。

(6) ポーランドにおけるユダヤ人の経済的存在根絶への関与1939年-1945年

ポーランドでは国家の暴力が想像以上に振るまわれ、「銀行従業員はユダヤ人の運命を無視することができなくなった。既に順守すべき指令は所有権のリストアップ・接収 (Beschlagnahme)・権利剥奪 (Entrechtung)、ゲッター閉じ込め、体系的殺戮についての知識を前提として出されていた。そしてこのプロセスが同行の業務活動の重要構成部分となった。(中略) 国家機関と警察機構が全権を握っているため、銀行の裁量余地はまったくなく、反ユダヤ指令へ影響を及ぼすことはできなかった。また肉体的抹殺への道を推進する手段は、銀行が仕事を熱心に果たす場合にだけ機能するため、当局は銀行との協同作業を指示したのであった。」銀行にとって当局に対する抵抗は幻想であるとしても、業務選別面で躊躇する可能性が考えられたためである。しかしコメルツ銀行にしろ、他の競争相手にしろ、このような痕跡を資料上で見つけることができない。営業上の計算が優先し、ユダヤ人の運命に関して道徳的配慮が影響を与えることはなかったのであり、このことははっきりと指摘されている。¹²

(7) アウシュヴィッツ / ビルケナウ強制・絶滅収容所

この問題の焦点は、「コメルツ銀行内部でアウシュヴィッツ強制収容所についていかなる知識が、いつの時点で保有されていたか」という点にある、と捉えられている。この

関係では、同行エアフルト支店と火葬場建設企業トプ & ゼーネ (Topf & Söhne) との関係が取り上げられる。同行エアフルト支店がこの商会に対する信用保証機関として、アウシュヴィッツ強制収容所の第三債務者債権を受け取っているからである。しかしこの収容所建設目的が大量殺戮目的であったという認識を持っていたかどうかについては、例証できないとして、総合的判断は避けられている。¹³

以上が序論執筆チームのまとめである。これに対する筆者の見解は最後に記すことにしたい。その前にこの著作の各章の「はじめに」と「まとめ」を中心とした紹介をしていく。

3. 「1870年創業からワイマール共和国半ばまでのコメルツ銀行におけるユダヤ的伝統」(デーツレフ・クラウゼ)

目次

1. コメルツ銀行創業者のユダヤ人
2. ユダヤ人の経営指導者像
3. 吸収されたユダヤ人個人銀行 (Privatbank)
4. コメルツ銀行のユダヤ人従業員
5. 結論

第1節に入る前の冒頭の文章は、以下の叙述で始められている。「ユダヤ人はナチス時代までドイツ銀行制度において重要な地位にあった。しかしその相対的な位置はドイツ帝国 (Kaiserreich) において非常に後退していた。」¹⁴以下ではこのような動向がプロイセンにいて、またコメルツ銀行という個別銀行においてどうだったかの検証が行われている。資料としては同行監査役会の記録を基礎に置き、さらに銀行文書館、国家・自治体文書館の資料を補足して使用することが断られている。そのうえで以下の問題が設定されている。

(1) 銀行創業に当たり、ユダヤ人個人銀行家

(Privatbankier) が果たした役割

- (2) ユダヤ人経営指導者の重要性と銀行内部での人脈
- (3) ユダヤ人個人銀行の吸収と同行の発展
- (4) 銀行内におけるユダヤ人従業員の比率と特殊業務

小稿では主として第五節の「結論」に沿って紹介するが、必要な点については第一節から第四節の解説も取り入れていく。

まず第五節のはじめで、ユダヤ人はコメルツ銀行の発展に重要な役割、具体的には創業者、債券引受業者、株主、監査役員としての役割を果たしてきたと説明している。¹⁵このことは第一節の初めで詳しい記述がある。1870年2月の創業者は12人、企業家（ハンブルク商人）、マーチャント・バンカー、ユダヤ人個人銀行家であった。この最後の個人銀行（家）にはハンブルクの M.M. ワルブルク（M.M. Warburg）、フランクフルト /M のゴルトシュミット（B.H. Goldschmidt）、ベルリンのメンデルスゾーン商会（Mendelssohn & Co.）が、またマーチャントバンクとしてはユダヤ人出自でアルトナ（ハンブルク）のヘーサ・ニューマン（Hesse Newman & Co.）が含まれていた。中でもこの後ワルブルク銀行商会（Bankhaus Warburg & Co.）となった個人銀行との人的関係は長期に渡った。彼らの役割は、株式銀行となったコメルツ銀行がコンゾルティウム形態で行う国内・国際証券発行業務を仲介することが中心であった。

また取締役会でユダヤ人役員が誕生したのは、フランクフルト /M とベルリンを拠点とした J. ドライフス商会（J. Dreyfus & Co.）がコメルツ銀行に合併された1897年以降のことであった。1900年には7人の取締役員中アイザック・ドライフスをはじめ3名がユダヤ人役員となった。（第2節）この時には支店網をめぐる統合問題が生じたが、執筆者のクラウゼはこの問題は信仰に関係するものではなく、「個人銀行と株式銀行における業

務と経営構造に対する見解の相違からくるものであった」とまとめている。¹⁶

さらに1905年初めにはベルリン銀行（Berliner Bank）との合併で同行は新たな拡張局面を迎えた。ベルリン支店設置の目的もあり、クルト・ゾーベルンハイム（Kurt Sobernheim）が抜擢され、少数派ではあったものの、彼を含めユダヤ人取締役は4名となった。これに加えて監査役会にはやはりユダヤ人のオイゲン・ランダウ（Eugen Landau）が加わった。彼は企業・銀行合併仲介のエキスパートであり、1889年から1932年まで43年の長きにわたってコメルツバンクの役員を務めた。

次の第三節では、個人銀行の吸収合併についての問題が取り扱われる。第一次大戦末期頃にコメルツバンクは個人銀行をユダヤ系・非ユダヤ系の如何を問わず獲得し、支店として組み込んでいった。これは1890年代以降の、特に1916/17年の銀行分野での集中運動の結果であり、個人銀行がニッチ市場として持っていた資産管理、証券取引、他社への監査役会代表派遣などの業務を取り込むことであった。また良好な相互計算業務の拡大も追及された。さらに後継者が見つからず、将来見込みが立たない個人銀行の継承者問題を解決することであった。個別銀行名は省略するが、「1917年から1923年の期間中に40行近くの銀行が獲得された」とある。¹⁷

ただし統合後、個人銀行家たちが長期に渡り経営指導的地位に留まったとはいえ、株式銀行全体としてその統合能力が新たな環境下で高められたかどうかは問題として残されている。1920年代の継続的なインフレの影響で、多数の個人銀行を引き受けた同行の成長がわずかではあったが押しとどめられたからであった。

第四節ではユダヤ人従業員、被雇用者の比率を残されたわずかの資料から類推し、その携わった業務について言及している。ただし

コメルツバンク従業員がはっきり数値化されているのは、ユダヤ人の少ないハンブルク本店ではなく業務の重点が置かれた1905年のベルリン支店についてのものであり、これはコメルツ銀行旧銀行文書館所蔵資料の以下の数値である。¹⁸

取締役会会長（含副会長）	25.0%
代表権保有者	27.7%
本部被雇用者	7.1%
預金口座担当者	7.7%
全体	7.9%

このうちの本部被雇用者内では、重点業務として以下の部署に配属された。取引所事務(27.2%)、法務(20%)、会計(18.2%)、クーポン・外為口座(16.6%)、秘書(13.3%)、証券事務(10.7%)。これに加え特徴点として、家計部門関係にはユダヤ人は一人も従事せず、専ら取引所、投機業務分野が多かったことが挙げられる。

以上各節での展開を元にして、結論部分では以下のことがまとめられている。

まず業務取引の論理は経済合理性に従い、信仰的要素は入り込むことはなかったことである。ただし、ユダヤ人が優遇されているのではないかとの従業員小の不満の声がなかったわけではなく、被雇用者から反ユダヤ主義的内部的批判があったことも付け加えられている。この問題はゾーベルンハイムなどにも向けられ、ユダヤ人銀行家が1933年以降早い段階で国外移住という手段を取らせる原因ともなった。

最後に他の信用銀行と比較するとコメルツ銀行におけるユダヤ人の影響は、経営指導部を含め大きなものではないという見方を打ち出している。その理由は、ドレスデン銀行やベルリン・ハンデルスゲゼルシャフト、ダルムシュタット銀行の場合には、ユダヤ人経営者が門閥の萌芽を形成していたこと、ドイツ銀行でも著名なユダヤ人が何人も経営に参与していたことである。コメルツ銀行の場合に

は多くの創業企業が19世紀末に監査役会から撤退し、その影響力が弱められてしまったこと、またハンブルクの本店はハンザ商人の力が強く、彼らに逆らいユダヤ人被雇用者が支配を広げる状況にはなかったこと、などの要因が挙げられている。

以上のことを踏まえ、クラウゼは以下の結論を導いている。「コメルツ銀行の監査役会並びに支店経営における1933年以前の展開において、ダヤ人が占める役割は一貫して大きなものであった。しかし他の大銀行に比べると、それ程のものではなかった」と。¹⁹

このクラウゼの視点は、この著作全体に共通する立場を表すものであると考えられる。

4. 「ナチズム下のユダヤ人従業員の排除と顧客をめぐる競争」(トーマス・ワイア)

目次

1. 序
2. ユダヤ人従業員の排除
 - a) 排除の定義
 - b) 1933年コメルツ銀行のユダヤ人従業員
 - c) 排除の大綱
 - d) コメルツ銀行の「非ユダヤ化」
 - e) ドレスデン銀行、ドイツ銀行との比較
3. ユダヤ人顧客の重要性をめぐる議論
4. 営業実績に対するユダヤ人顧客の重要性
 - a) マインツのユダヤ人と顧客としてのナチ党中央本部(NSDAP-Zentralrat)
 - b) 口実としてのユダヤ人従業員の重要性
 - c) 「真実の」動機: 反ユダヤ主義か援助か
5. まとめ

(1) 「序」の概要

この章の論述には錯綜する面が多く含まれていて、全体の主張を理解することは容易ではないことを最初に記しておく。

まず序において、ワイアはゲッペルスに対するライヒスバンク総裁シャハトの批判

から筆を起こしている。「ユダヤ人はどの銀行も失うことができない重要な顧客である。」またユダヤ人従業員はユダヤ人顧客をめぐり競争することで、銀行は競争を維持している。²⁰なお諸銀行のユダヤ人顧客との関係については議論があったが、これについてワイアは以下の設問を立てる。この議論はドイツ企業内部におけるユダヤ人の運命を決めたのであろうか？ 1933年以降、彼らの運命はどうなったのか？ この種の議論は人種政策を転換させる主張となりえたのか？

これに反論する見解としてワイアは以下の諸要因を指摘する。まず外的要因として、「ユダヤ的」企業へのボイコット、国家との取引契約時の差別、反ユダヤ主義的顧客による業務関係の破壊。また「内的要因」としてユダヤ人従業員の専門的資質、経営上の重要性、年齢・社会的地位。その他に、ユダヤ人従業員解雇についての司法判断、ナチス経営細胞 (NSBO) の圧力、その地域機関やドイツ労働戦線 (DAF) の助言等。

そしてワイアは以下の論考でコメルツ銀行マインツとミュンヘンの支店の例を取り上げ、双方の業務の推移の違いについて検討を加える中で、以上の問題を追及している。その際には欠損が多いことを承知の上で、コメルツ銀行文書館 (HAC) の支店文書、人事部の賠償・年金文書と通信文、ライヒ経済省の資料、また当時のユダヤ人経営指導者の報告書に当たっている。

(2) 「ユダヤ人従業員の排除」について

a) ワイアは「「排除 (Verdrängung)」が 1933年以降においてユダヤ人従業員の除外 (Ausscheiden) を表す」としている。これは企業外の要因による排除を含めないためであり、その例としてはワルブルクの言に見られるように国外移住による場合を除くことを念頭に入れている。

次の b) では 1933年のコメルツバンク

のユダヤ人従業員比率を紹介している。6617人中109人 (1.6%) で、この数値はドイツ全体の比率 0.8% の 2 倍である。ただし経営上層部を見るとこれを上回り、取締役会では 1932年に 13人中 2名 (15.4%)、1933年には 14人中 3名 (14.3%) であった。そしてこの状況はナチス政権確立後の 5 年間継続したが、1938年にすべてのユダヤ人は排除された。²¹

c) 排除の大綱では、まず排除圧力の原因を経済統合、人的節約、国家管理に置いている。ワイマール末期以来銀行制度に対する大衆の反ユダヤ主義が高まる中で、コメルツ銀行も「ユダヤ的企業」に入れられていた。ただし法制上の扱いは、この状況はドレスデン銀行の場合とは違っていたことが説明されている。1931年恐慌後両銀行とも資本の過半数が国家により掌握された。またドレスデン銀行に対し厳格に適用された 1933年 4月の「職業官 吏 法 (Gesetz zur Wiedrherstellung der Berufsamtentums)」はコメルツ銀行に対しては免除された。ワイアはこのことをライヒ経済省で大銀行人事問題担当顧問ウィルヘルム・コーラ (Wilhelm Koehler) の見解にもとづき説明している。さらに 1936/37年に両行が再民営化したことで、この法律規定は意味を失ったため、コメルツ銀行に対する影響は少なかったとみなしている。

以上のことからコメルツ銀行の反ユダヤ主義を実質的に推進したのは法制上の圧力以上に、ナチスの党員や経営細胞、国家当局の担当者による実質的な差別によるものであると結論付けている。これは資源割り当てや国家契約上の差別であり、いまだ十分検証されていないものの、その一例として 1935年のライヒ債発行コンゾルティウム参加に際しての M.M. ワルブルクへの差別と 1938年の締出しをあげている。

次に d) では1933年から1938年に至る経過の中で、排除が進行したことが記述されている。クルト・ヨーゼフ・ゾーベルンハイム (Curt Joseph Sobernheim) が1932年に取締役会を離れ、その後ゲオルグ・ルスト (Georg Lust) が取締役となった。ただし前者がユダヤ人であるが故に退職しなければならなかったかどうかは、わかっていない。1935年にはルストと監査役のアルベルト・カツネレンボーゲン (Dr. Albert Kazenellenbogen) の二人がユダヤ人役員にとどまっていたものの、1937年にはその職を離れた。他方109人のユダヤ人被雇用者は1935年に68名 (1%) へ、また1938年始めに12名へ減少した。残されたものも恐らく解雇通告を受け、その時点では仕事も与えられなかったとワイアは見ている。

ここに至るまでには配置換え、賠償などの銀行側の処置、また国外移住などの対応が取られた。年金支払いは年金部に任されたが、次第に困難となり、強制収容所送りと共に停止された。²²

e) では他の二大信用銀行との比較が行われる。最初はドレスデン銀行との違いであるが、こちらの銀行は1930年代初頭の銀行危機に際して株式の69%がライヒ経済省に、そして21.7%をライヒスバンク子会社のドイツ金割引銀行 (Deutsch Golddiskont-Bank, Dego-Bank) に握られた (コメルツ銀行の場合、これはそれぞれ14%、56.2%)。この結果ドレスデン銀行取締役会にはライヒ経済省からハンス・シッペル (Dr. Hans Schippel) が送りこまれ、彼がユダヤ人従業員排除に責任を持つことになった。

1933年時点では同行取締役会14人中9名が、また監査役会長も伝統的にユダヤ人であった。かつ従業員11,000人中約600名がユダヤ人で、5.55%と高い比率であった。ただし同行はコメルツバンクと異なり、

1933年に職業官吏法が適用され、この時点から同行の状況は大きく変貌する。それでも1935年末「ニュルンベルク法」公布まで、9人の取締役会中、副会長と平取役が一人ずつ、監査役会には二人が残存していた。また1935年10月には「保護下にある非アーリア人」として125名のユダヤ人被雇用者がいた (全従業員の約1%、それまでのユダヤ人従業員の20%)。しかし彼らは取締役からは1936年に、監査役会からは1937年に全員が、従業員の方では1938年に一人を残して排除された。²³

ドイツ銀行の場合、ライヒはドイツ金割引銀行を通して制止少数株を持つにとどまった。ただし取締役会からの排除はドレスデン銀行と同様にコメルツバンクよりも早く、1933年に二人が、最後の一人が1934年に退出した。ただ監査役会からの排除は1938年でこちらは他の二行よりも遅かった。同行の場合、従業員の排除についての数値は出されていない。

以上三大信用銀行はほぼ同じ法律下に置かれながらも個々の状況が相違したが、その原因としてワイアは以下の要因を挙げている。経済的圧力、国家と党の非公式の圧力、銀行内における細部の政治状況である。三行間で相互に影響した点もあるというが、これについては省略する。²⁴

(3)「ユダヤ人顧客の重要性をめぐる議論」について

この第三節と次の第四節では「ユダヤ人顧客の重要性」がテーマとなっている。第三節ではこのテーマをめぐる議論が整理され、第四節ではコメルツ銀行マインツ支店とミュンヘン支店の営業実績を通じた数量分析を通してこの問題へ接近し、さらに議論がまとめられている。

まず第三節の冒頭では、「両支店の比較がこの議論で一定の役割を持っていることを示す」と書かれている。ただ他の要因と

の比較の中で体系的に分系することは不可能であることが断わられている。そもそも1933年以前から銀行家はユダヤ人顧客を一重要市場分野と見なしていた。コメルツ銀行マインツ支店バート・クロイツナッハ営業所は1930年2月に本店の指示による一般的人事枠における署名権限を持つH氏の人員削減を阻止した。ユダヤ人顧客の多くが署名権限を持つ6人中5人の解雇後、「反ユダヤ主義的傾向」として非難したためであった。このような事例はディスコントゲゼルシャフトでも見られた。²⁵

ただし1933年のナチスの政権掌握から状況は変化し始める。これは道徳上の問題によるだけではなく、競争経済における人種的偏見が強まったためである。ユダヤ人差別が顧客層の形態と銀行にとってユダヤ人の重要性を激変させた。経済の潜在的分化が進む中で、「一方では反ユダヤ主義がユダヤ人に対する営業関係を解消し、他方で党と為替当局の差別と迫害を受けたユダヤ人は、自分たちが信頼できる業務相手である同胞を頼りにすることが常となった。ユダヤ人は、ますますユダヤ人と業務取引を行うことになった。」²⁶

この結果差別を受けたユダヤ人市場の位置づけは全体として低下し、銀行分野でも業務上の重要性が失われてきた。この中で反ユダヤ主義的銀行からはユダヤ人顧客が流出し、他方では「親ユダヤ人」銀行に顧客獲得機会を提供した。その例としてドレスデン銀行のナチス経営細胞(Nationalsozialistische Betriebszellenorganisation, NSBOS)の1933年9月22日の報告が紹介されている。同行は職業官吏法の結果ユダヤ時顧客の大部分が口座と預金を引きあげてワルブルク商会(M.M.Warbug & Co.)等のユダヤ系個人銀行へ移し替えたことで、業務が縮小し営業成績に影響を与えることを警戒した。その

代わりに党の口座をドレスデン銀行へ異動させる提案を行った。ユダヤ人従業員のみがユダヤ人顧客業務における銀行の競争力を維持させようという議論は、党代表自体が受け入れていた。同様にユダヤ人顧客を維持するにはユダヤ人従業員を必要とするという議論も広まっていた。²⁷

ただしニュルンベルク法が発行された後ではコメルツ銀行支店指導部もこの見解から離れ、ナチス関係の個客を取り込もうとする動きに展開していく。マインツ支店もしかり、またナチス党本部のあるミュンヘンでもそうであった。こういう動きの中で、最後のユダヤ人役員も排除されていった。ユダヤ人顧客の市場シェアと政府や当局の意向を秤にかけながらの選択であった。これがドイツ国内における1938年までの状況で、それ以降は国外支店でも同様のことが生じた。

(4)「営業実績に対するユダヤ人顧客の重要性」について

まずこの点についての資料は多くはなく、現存する資料に欠陥もあることが断られている。この前提の上でテーマを整理し、マインツのユダヤ人とミュンヘンのナチス党本部が実際にかかなりの利潤をあげたかどうかという問題を提起している。ただし資料としては大銀行の一定の時期について供述したものがあるのみで、詳細に渡るものはない。

a)1933年マインツ人の共同体(Gemeinde)には2609人からなるユダヤ人が所属した。これは住民数の2%にあたり、当時のドイツの平均1.2%を上回っていた。ユダヤ個人銀行家の被雇用者が多いためとワイアは述べている。

しかしこの数値は1935年ニュルンベルク法の施行後の国外移住に伴い減少し、1939年には1453人となり、1939年にはその経済的存在は断ち切られてしまった。た

だ1937年には大規模ユダ企業は所有権を移転させながらも、かなりの利潤をあげていた事例も紹介されている。コメルツ銀行マインツ支店における1939年4月時点のユダ人資産の細かな数字も紹介され、ユダヤ人の振替口座、預金、定期預金、預金口座は支店全体の4.7%、これに封鎖口座を加えると17.2%となる。ただしこの数値は、同市からのユダヤ人の国外移住、それ以前との統計目的の違い等によりユダヤ人顧客の重要性を証明するには問題があるとワイアは見ている。²⁸

このように評価が難しい面があるが、ワイアは1938年まではユダヤ人顧客との資金取引は収益性があったこと、また局面変化は1939年の国家的略奪を契機とするものであったことを認めている。それに伴い同行マインツ支店の収益額はゆるやかな低下傾向を見せ始めた。

他方ミュンヘン支店のユダヤ人顧客についての資料はない。ナチス党本部の口座についての勘定用紙 (Kontenblätter) は残されていて、この口座数の増加に伴い支店利益が急増したことが示されている (1937年から1940年に7倍、1942年までに10倍)。この支店はナチス党を最重要顧客と見なしていた。以上の事態にもかかわらず、ワイアは経済の「アーリア化」及びナチ化が直接銀行の「非ユダヤ化」を反映し、ユダヤ人顧客の口座数の減少が銀行の競争力を脅かしたという結論を下すことには疑問を呈している。銀行全体の収入に関する資料が欠落しているからであると。「ユダヤ人従業員、ユダヤ人顧客、支店利益の関係について実証すること問題が多いため、疑惑を警告するいろいろな根拠をみておかなければならない。」²⁹

このため以下 b) 「口実としてのユダヤ人従業員の重要性」と c) 「[実際の] 動機か、援助か」の二節において、この章のテ

ーマであるユダヤ人従業員と顧客の関係についての、本支店間を含む議論が紹介される。しかしこの説明は込み入った個別ケースの問題が対象となり、それらに対する銀行内各層関係者の言動が取り上げられ、非常に分かりにくい。

このため、この拙稿ではこれらの節の結論部分のみ取り上げることにする。

b) 「支店が主張するように、マインツ支店のユダヤ人従業員が利益に対して重要であったかどうか判断するのは問題が多い。この議論の背後には他の根拠が成立するであろう。「非ユダヤ化」の導入において銀行役員の「真」の動機を見つけることができるだろうか?」という疑問を投げかける。しかしこれに対する回答は見つからず、c) 節において「コメルツ銀行指導部の「真」の動機は闇の中に残されている」と述べている。このようにワイアは自らの問題提起に対する回答を留保することになる。³⁰

以上見てきたようにこの節についてのワイアの説明は込み入っていて、理解するのに困難な面が含まれている。序説で触れたように、コメルツ銀行に関するこの研究書が「中間」報告と言われる所以かと筆者には思われる。

(5) 「まとめ」について

この章は冒頭で書いたように作者の論述が途中で錯綜しているため、読み解くのが困難であった。コメルツ銀行内部で、役員により、また支店により表明される議論の方向性が食い違っていて、まとまっていない。一方で1933年から1937年までユダヤ人顧客の経営上の重要性から反ユダヤ主義をすぐに受け入れなかったマインツ支店があり、他方では積極的にナチ党関係者を顧客として取り込んだミュンヘン支店もあった。ワイアがこの問題を整理する途中、迷いながら書かれた原稿であるように考えられる。ただこのように支店において、本店

の指示に支店がすぐに応じないケースはドイツ銀行の場合にもみられることであった。とりわけユダヤ人住民が多く、強力なユダヤ共同体が存在する地域においてこの現象が生じた。³¹したがってこの現象は格別コメルツバンクだけの問題ではなかったとも考えられる。

5. 「銀行家にとって困難な業務—旧ライヒ (旧ライヒ1933年-1940年) におけるユダヤ人営業活動の根絶へのコメルツ銀行の関与」(ルードルフ・ヘルプスト)

目次

I. 序

1. 概念と方法論の前提

II. コメルツ銀行と中小企業の清算と引受け

1. 資料

2. 時代区分

3. ユダヤ人企業に対するコメルツ銀行の信用政策とユダヤ人企業の適応戦略

a) 一般方針

b) スライド方式による資本構成適応と信用保証 (Kreditwürdigkeit)

c) スライド方式による身元適応と信用力 (kreditfähigkeit)

4. 「ユダヤ人企業」の「アーリア人」取得者に対するコメルツ銀行の信用政策

a) 内部解決1: 銀行顧客層内の取得者による取得

b) 内部解決2: 「ユダヤ人企業」内「アーリア人」経営陣による取得

c) 外部的解決: 部外者による取得

d) 中小企業におけるユダヤ人営業活動の根絶に関わるコメルツ銀行の収益と損失

III. まとめ: ドイツ国内におけるコメルツ銀行の営業リスクの取り扱いとユダヤ人営業活動の根絶への関与

(1) I. 「序」、1. 「概念と方法論の前提」

この節の最初で以下のことが明言されている。「コメルツ銀行はドイツ銀行やドレスデン銀行と違い、ユダヤ企業の根絶であり重要な役割を果たさなかった。---多くの事例で関わっていないか、あるいはただその周辺において関わっていたに過ぎない」。³²またこの見解が第二次世界大戦後のアメリカ占領軍政府 (OMGUS) 調査とその後の研究にもとづくものであったことを明確にしている。というのは、コメルツバンクが関与した大企業の所有権譲渡と清算の事例は4件のみに限られ、それ以外の圧倒的部分は従業員千人未満のそれ程目立たない中小企業とコメルツバンクが取引していた多数の個人個客であった。そこで、ヘルプストは研究の主眼をこのように量的に個客として膨大な層の中小企業を対象とし、その取引の性格を明らかにすることを宣言している。これが序の主眼である。筆者はこれまでドイツ三大信用銀行の他の二行についての同様の研究を紹介してきたが、それらはいずれも、主として調査対象が大企業中心であり、またアメリカ占領軍政府調査報告の視点を批判し、独自の見解を打ち出している。コメルツバンク研究の場合にはアメリカ占領軍文書を下敷きにした点で、他の二行に対する研究とはかなり違った見解となっていることには注意を払う必要がある。

以上のことを前提に、ヘルプストはこの章を展開する上で彼の方法論を披歴している。まずこれまでの研究と異なり、「アーリア化」の概念を厳密に用いることを提起する。これまで「ユダヤ企業の排除」に「非アーリア人」への所有権の移転と企業自体の清算という両過程を含めるのが一般的であったが、ヘルプストは後者を含めていない。全過程を含める場合には「非ユダヤ化」すなわち「根絶」または「ユダヤ人の営業活動の終結 (Beendigung jüdischer Gewerbetätigkeit) と表現すべし」という立場に立っている。またこの細分化のために、「清算」と「売却」、この関連で通常

専門用語の概念が適用されることに注意を促している。

次に「資本参加」概念は経過タイプを明確にする目的のため包括的に理解し、その上で研究上詳細に区分するとしている。銀行の資本参加があると見られるのは、基本的に次の場合である。問題とされる企業が清算前か清算時に、または非ユダヤ人所有者への売却前か売却中に、銀行顧客であった場合。同じことが当てはまるのは、非ユダヤ人取得者が売却前、取得中であるか、または少なくともユダヤ企業の取得後1年間銀行顧客であった場合である。さらにOMGUSが大銀行に対して行った調査で使用されたカテゴリーにもとづき、銀行の積極的資本参加と消極的資本参加を区別する。前者に含まれるのは、自己取得、取得時の信用付与、取得後最初の年度における第三者への企業信用の付与、ユダヤ企業と包括株式へ投資する非ユダヤ人取得者間の仲介業務である。後者では、売却前後の長い時期に渡る顧客の損失と収益、該当企業に対する業務関係の減少と増加が区別される。³³

また重要な問題として「ユダヤ企業」概念自体が取り上げられている。この問題はニュルンベルク法にも関わり、1933年から1940年までさまざまな解答が出されていたが、ヘルプストは1938年1月4日に商工会議所へ出されたライヒ経済相の秘密指令を重視する。それによると個別企業の場合にはその「所有者」、合名・合資会社の場合には「人的有限責任社員」、株式会社の場合には「法人代表者または議決権上の決定権所有者」がユダヤ人である企業とされている。そして判別のための情報源として1935年にナチス党が提示した「緑色住所録」や管区指導者、地域経済助言者等の情報プールを挙げる。ただし「最も良い情報がえられるのは商工会議所資料」であり、その他にも「証券仲買人・弁護士・公証人・興信所・経済検査官」などの資料も

列挙されている。さらには仲介の際に特別重要だったものとして、「アリア人」の皮革・装身具小売商会有限会社(LEGA GmbH)のような専門的「アリア化会社」を紹介している。

銀行の側でも1938年以降この種の情報収集を重視し、売却予定のユダヤ人企業家と投資予定の非ユダヤ人企業に関する銀行内部情報を集約するようになった。ただし「アリア化」の主役はあくまで銀行ではなく、ナチ党及び政府機関の組織と代表機関であることを強調する。このため「高いレベルでの本源的な動機付け、あらゆる段階の官僚組織」が重要であったとみる。³⁴

次にユダヤ企業とユダヤ人経済活動の根絶を実施する際には、暴力と合法的装いが不可欠であったとする。この二つについてヘルプストは政府の管轄が大企業か中小企業により、大きな相違があったとみていて、興味深い。1938年4月26日以降、従業員千人以上のユダヤ企業が大企業と見なされた。大企業に責任を負ったのはライヒ当局と党機関の最上層部(首相、国防省、経済・金融省、ライヒスバンク)であった。中小企業についてはナチ党ガウ経済機関、商工会議所、専門業者連盟、ドイツ労働戦線(DAF)があり、上級管理局、警察長官、地域責任者が責任を負った。1936・37年ごろにはガウ経済助言者と最上部管理当局が前面に出た。

ユダヤ人経済活動の根絶は、ドイツにおけるユダヤ人経済の根絶に向けた包括過程の一部であった。50万人から60万人のユダヤ人が強制収容され、10万社以上の企業が清算または「アリア化」された。これを遂行したのは、暴力的イデオロギを伴う計画によるものであった。ただし20世紀30年代のドイツ経済状況、支配の安定的維持及び緊迫する軍備という事態に直面し、ヒトラー政府は単純な暴力的解決ではなく、暴力と見せかけ上の法的行動を結合することを決めた。以上

の社会状況下で銀行が演じた役割、取引領域、登場人物を明らかにすることが課題となる。このことをヘルプストは以下のように述べている。

「このような方向に踏み出したがゆえに、また政府がこの過程を迫る限り、常に成功するとは限らない。衝撃は上からも下からも来るが、いずれにしろ銀行は一定の役割を果たした。迫害(Pogrom)や革命的な行動によってであれ、国家の管理的手段によってであれ、ドイツのユダヤ人が資産を剥奪された。銀行はこの過程では役割を果たさなかった。銀行は原則的に資産転送の接合部で行動した。なぜなら銀行は直接購入者と売却者と関わりを持ったが、自ら購入者となったのではなかったから。大銀行は大企業と中堅企業、また付随する損失を避けるべく非常に慎重に取引する分野に集中した。この場合に銀行は国家や党の機関による監督を伴わずに行動することは滅多になく、そうだった場合の多くでも偶然的か、または監督が欠落した時点に限られていた。銀行は随伴する損失を制限することに関心を持ち、同じくこれに関わった指導当局に対しても重要な役割を演じた。この利害関係において銀行には一定の取引裁量が与えられた。問題は銀行の方でこれをいかに利用したかであり、これは個別ケースの分析で示されよう。」³⁵

(2) II. 「コメルツ銀行と中小企業の清算と引受け」

1. 資料について

まず使用する資料についての解題が行われている。それによるとこの件に関する数量データと企業リストはかつてあったとしても、現在は存在しないことが断られている。唯一見ることができるものは、ベルンハルト・ローレンツが論文「コメルツバンクと旧ライヒにおける「アーリア化」—ナチス時代における大銀行の結合構造と取引裁量の比較—」で

記述した、1940年から1944年における顧客契約状況についての表示であり、これをヘルプストが紹介している。これ以外に、フランクフルトのコメルツ銀行歴史文書館所有にある役員会の業務規定や記録が参照されている。³⁶

2. 時代区分の問題

ユダヤ人営業活動の根絶の過程について、個別ケースに焦点を当てた研究は時代区分の問題、ミクロレベルとマクロレベルにおける経過的相互関係に関する問題にぶつかることが指摘されている。なぜなら個別企業は資料が示すように、それぞれ独自の経過と過程をたどっていて、大枠としてはマクロ的経過がユダヤ企業に異なる様相で影響を与える。またその経済的存在が根絶され破局を迎える時期はさまざまであった。偽装されたり「ユダヤ」のレッテルを張られても、すぐに清算されずに生き延びたりする場合もあった。これはその企業の経済的重要性、政治状況、人的要因などに絡んでいるためである。

しかしこれらの対応は1938年、39年頃から難しくなったが、それは経済におけるナチスの「非ユダヤ化」目標がより厳しくなり、ユダヤ企業が信託者の手に置き換えられようになったからである。ただしこのような転換はミクロレベルでは様々な手段により、すでに1933年には開始されていたともいえる。不買運動、政府契約の廃棄、他の経済的不利益また暴力的手段により破局を迎えた企業と、生き延びた中企業に分化していた。しかし後者も1939年か40年には清算されるか売却されるに至っている。

多少生きながらえた企業の戦略選択を人的側面から見ると二つのタイプがあるという。第一は自ら急いで売却するか、国外脱出目的で清算した場合であった。第二はスライド方式による資本構成適応が行われた場合、またはスライド式名義適応の場合であった。第一のタイプのうち企業者自身による売却は

1938年4月26日付けで、清算は同年7月に禁止処置がとられた。他の二つの選択肢は時期区分が難しいが、成功したのは1933年時点であった。破綻した時期は特定することが難しいが、少なくとも1938年末にはその多くが、また39年にはすべてが終結を迎えた。³⁷

3. ユダヤ人企業に対するコメルツ銀行の信用政策とユダヤ人企業の適応戦略

4. 「ユダヤ人企業」の「アリア人」取得者に対するコメルツ銀行の信用政策

この3. と4. では個別事例に即した検証が行われているが、これらは次の「Ⅲ. まとめ」との関連で必要に応じて紹介していくことにしたい。

(3) 「Ⅲ. まとめ」について

まとめに当たってヘルプストは以下の二点について注意を払っている。第一点目として、コメルツ銀行は1920年代に遡るユダヤ人企業顧客との関係を極力維持しようとしたこと、ただし第二点として本店と支店間で与信に関してはリスクとの関係で葛藤があったことである。

以下では、この第二の点に関わるナチス時代に入ってから生じた三つのリスク要因を分析することで論が進められる。その第一は1938年までは潜在的に行われた「ユダヤ企業」というレッテル張りである。第二は所有権移譲に当たったの政治行政上の認可手続きであり、これには最低1年が必要とされたことである。第三要因は新たに資産を取得した「アリア人」の経営能力（知識、経験、国内外の人脈等）を判断する上での困難である。銀行はこのうちの第三リスク要因に対してはしっかりした対応を行ない、他の要因については状況により異なる扱いをしていた。³⁸

このうちの第一リスク要因に関しては、「ユダヤ企業」のレッテルを貼られた企業経営者の対応と銀行側の存続を維持するための積極的対応（適合戦略）が問題とされた。ヘルプ

ストはこれを「スライド方式による資本構成適応 (gleitende Strukturanpassung)」と「スライド方式による名義上の適応 (gleitende Profilanpassung)」の二つに分けている。

前者についての事例を、ヘルプストはいくつかを紹介している。最初に紹介された1854年創業、1921年に有限会社化したベルリン、ルーケンヴァルト所在で紡績・紡織業を営むパリーザもみの木商会(Tammenbaum, Pariser&Co.) の例でみてみよう。社主はこの地の地主を兼ねた45歳のフランツ・パリーザ (Franz Pariser)、生産管理責任者はルーケンヴァルト工場製造責任者のオイゲン・シュタイマン (Eugen Steinmann) であった。コメルツ銀行が長らくハウスバンクとして主力取引を行っていた。1933年以降同社はドイツ国防軍向けの生産に乗り出し、パリーザは同年3月に業務指導から退いた。その後資産を減らしながらもベルリンの他銀行へ預け、ローザンヌへ移住した。代わりに業務指導を単独で引き継いだのがシュタイマンであった。銀行支店は融資継続のため、彼が「アリア人」であることを本店に強調して報告した。さらに商会名もルーケンヴァルト織物有限会社 (Luckenwalder Feintuch GmbH vormals Tannenbaum, Pariser & Co.) へと変更された。この結果同社の資本構成は商工会議所の調査では以下ようになった。「1938年5月に100万 RM の資本金のうち24万 RM が「ユダヤ人の手中」にあり、1938年1月4日の秘密指令の条件を満たしユダヤ人資本は25%以下となる。」³⁹ 本店と支店間では融資条件をめぐるやり取りはありつつも、この時点では資本構成上ユダヤ人企業ではないという、苦肉の策が取れることになった。

後者の事例紹介はかなり込み入っているため、ここではとり上げないが、「名義適応」とはユダヤ人経営者から非ユダヤ人経営者へ社主の名義を変更することである。

以上の二つのタイプの適合戦略が可能であ

ったのは1938年半ばまでで、1939年になるとこれは終焉を迎えている。具体的対応は複雑でかなり多様性があったが、5年間に渡り一定の成果があったことをヘルプストは指摘している。

第二のリスク要因は行政上の認可手続きの問題であるが、これは1938年までとそれ以降で事情が大きく変わり、ヘルプストは以下のように述べている。「コメルツ銀行の場合、清算に比べ売却は頻度が高かった。1938年末までに売却の主導権は大抵ユダヤ人企業家にあったが、1939年1月以降は国家の指示でユダヤ人所有者から切り離され、信託者の下で遂行された」と。⁴⁰ ただしいずれの場合でも銀行サイドから見ると、二つの適合戦略により所有権移転の内部解決が成功した場合には、銀行の利益が守られたことを彼は重視している。銀行と顧客との関係が維持され続けるからである。このために銀行は所有権の移転に当たり、献金等を通して可能な限り党とガウ(大管区 Gau) 機構と外部との関係を遮断する努力をはらった。またこの第二の適応は次の第三のリスク要因を避けるためにも必要とされた。

第三のリスク要因への対応では、具体的に二つのタイプの事例が、第二章第二節4「ユダヤ人企業」の「アリア人」取得者に対するコメルツ銀行の信用政策」の冒頭でまとめられている。

第一の事例は「銀行が購入者を同行顧客の中から獲得するタイプ」である。銀行は顧客関係を通して購入者の支払能力を評価し、銀行との関係を変化させないで済むため、最適な確実性を保持することができた。第二の事例は購入者が売却者の企業内から出るタイプである。技術上または商事上の役員等で、このようなケースでは通例合資会社立ち上げられ、銀行が有限責任社員を輩出するか、銀行知己の人物が無責任社員(Komplementär)となるかである。いずれに

しろ部外者を採用するという外部的解決は、銀行にとって最悪のケースであることが強調されている。⁴¹

以上のように内部的解決を追求する銀行の姿勢は、企業に対する「アリア化」融資を最小限に抑え込むためにも必要であった。この姿勢はそもそも1933年以前からの銀行経営政策の延長であり、「たいていの場合移行段階で企業融資は規模が縮小され、新規営業への信頼が回復されてから次第に拡張された。」⁴²

まとめの最後でヘルプストはコメルツ銀行が抱える困難な業務の中で得られた、本質的に重要と考えられた三側面を整理している。

第一に、「アリア化」の性格について。これは長期に及ぶ複雑な過程であった。ナチス体制下での人種政策と経済政策、党のラディカルな攪乱工作とユダヤ人企業家の生存・防衛戦略の中で「企業の法律形態と資本関係の段階的な構造変化」を示すものであると。

第二に、「アリア人(Arisuer)」は詳しく見ると合資会社における購入者として関与している。取得者は「ユダヤ人企業家と銀行からなる広い意味での経営指導部を含む行動共同隊」の一部として存在する。これには従業員、自治体関係者、労働戦線という広い意味での利害関係者が関わっている。部分的には対抗する行動共同体、認可当局とも重なる場合があるとみている。

第三に、銀行が果たした役割について。「このようなシステムの中で銀行が果たした役割は考えられうるすべての人的結合・関係から独立し、静止した極にあり、企業との関係では中間に位置する。そして企業にとって困難な段階において、できるだけリスクを克服しようと試みていた。企業取得は慎重にとりかかるべき困難な(厄介な)過程であるという意識が全行動分野で存在した。」⁴³

以上、ヘルプストの難解なドイツ語の文章を筆者なりに懸命に読みとり整理を試みた。

これまで扱ってきたドイツ銀行、ドレスデン銀行の研究とはかなり性質の異なる分析と結論である。すでに触れたように後二者がアメリカ占領軍政府報告を鋭く批判し、それに対抗する形で研究がすすめられたのに対し、ヘルプストの立場はアメリカ占領軍政府(OMGUS)の調査報告に沿って論が進められていた。またその原因として考えられるのは三大銀行中コメルツ銀行の取引・融資対象企業が中小企業であったこと、さらにその結論部分では1939年以前の経過に絞って書いているためやや甘い結果になっているのではないかと筆者は考えざるを得ない。これ以降の時期については次のアルハイムの分析が明らかにしている。

6. 「コメルツ銀行とユダヤ人資産の押収」(ハナ・アルハイム)

目次

1. 序
2. 第一段階：外国為替法と「ユダヤ人及び「ライヒ敵対者」法
3. 第二段階：利用制限付き保全口座
4. 第三段階：資産の帰属と強制収容所移送
5. 結

(1) 「序」の概要

この序文ではまずこの章の研究目的を明らかにした上で、これまでの研究史の紹介と簡単な文献解題が行われている。その上で本文となる第二節から第四節の内容があらかじめ要約されている。まず目的と対象について以下のように述べられている。

「長年に渡って関係者が触れたがらなかったドイツの過去の一部、文書館の闇に光が当てられた。『ユダヤ人という隣人』の資産没収と収奪である。」(中略)「この資産収奪にはナチスの周知の反ユダヤ主義イデオログや組織関係者だけではなく、地域組織と当局、

同僚や隣人がそれぞれの役割を持って関わっていた。」⁴⁴

またこの問題についてのこれまでの研究が脚注に付されている。筆者が初めて目にする研究者の文献も多数あり、長くなるがこれらをあらかじめ紹介しておくことにしたい(二十括弧は著作、一重括弧は論文)。ただしこれまで書いてきた拙稿で取り上げた文献は省略してある。

まずユダヤ人経済活動の抹殺と貨幣資産の没収については以下の研究が脚注1で紹介されているため、その表題のみ以下に挙げておく。⁴⁵

ヘルムート・ゲンシェル、『『第三帝国』における経済からのユダヤ人の排除』

アブラハム・バルカイ、『ボイコットから「非ユダヤ化」へ』

ファン・デア・ルーウ、『ユダヤ人資産に対するライヒの攻撃』

ノーマン・シュミット、『金の収奪』

次は「経済的収奪に伴う迫害と肉体的抹殺の密接な関連」はナチスによるジェノサイド、強制収容所移送の正確な官僚的計画の克明な記録である。「人種的、反ユダヤ主義的立法化について収集された記録は差別と殺人を合法と認める試みを示す」ものであり、これらについては脚注3に掲載されている。⁴⁶

ウーベ・ディートリッヒ・アダム、『『第三帝国』におけるユダヤ人迫害』

ハンス・ギュンター・アドラー、『管理された人間たち—ユダヤ人のドイツから強制収容所移送の研究』

ラウル・ヒルベルク、『欧州ユダヤ人の抹殺』

イルムトラウト・ヴォヤク/ピーター・ハイズ編、『ナチズムにおける『アーリア化』』

ヴォルフガング・ベンツ編、『1933—1945年ドイツにけるユダヤ人—ナチス支配下の生活』

そして「まったく普通のドイツ人」がユダヤ人という隣人に対し行った取り扱いについ

ての以下の社会学的研究、及びそれをめぐる論争が、脚注 4 で紹介されている。⁴⁷

#ダニエル・ヨーナ・ゴルトハーゲン、『ヒトラーの意志の実行者—ごく普通のドイツ人とホロコースト』

#ユリウス・H. シェプス編、『殺人者の民族？ホロコーストにおけるドイツ人の役割をめぐるゴルトハーゲンの議論の記録』

#ロベルト・ガラタリー、『見て見ぬ振り、ヒトラーとその国民』

これらに加えてユダヤ人の銀行資産の没収における金融当局の役割、及び「ユダヤ人の資産をナチス国家の強制命令下に置く手段と方法の長い連鎖」についての以下の研究者の成果については脚注 6。⁴⁸

#クルト・シルデ、『死に至らしめた官僚制—金融公文書から見るナチス体制下のユダヤ人犠牲者の生活史』

#ゲルト・ブルムベルク、『『第三帝国』における為替管理と管理当局』

#グンディ・モーア、『『第三帝国』におけるユダヤ人の財政による搾取1933—1945年財政当局の役割』

#インカ・ベルツ、『ユダヤ人について一枚のカードで分かること』、ベルリン財政当局による資産『非ユダヤ化』の実践』

#マリオ・オッフエンベルク、『人々の抹殺と所有物の管理』

以上、ナチス国家と銀行の関係、及び「アーリア化」における銀行の役割、またユダヤ人顧客と業務パートナーの関係についてはすでに多数の研究が行われてきた。しかしアルハイムは、これら諸関係についての記述において用語選択と議論がいつも成功したとは限らないとみている。その証拠にハロルド・ジェイムズが「第三帝国」において「銀行家が継続的に行った社会的無視のために、限界付き経済的合理性へ後退した」こと、他方カール・ルードウィヒ・ホルトフレーリヒが銀行家の置かれた状況を、ナチスが行ったユダヤ系ド

イツ人・欧州人の「贖罪の山羊」と同列視していたことを指摘する。このため銀行制度を擁護する銀行家は影響力と名声を失い国外移住しなければならず、またユダヤ人は生命まで奪われた。「犠牲グループ」に入れられた銀行家とユダヤ人を大胆に並置したことは、誤解を生む。幾人かの銀行家たちには、反ユダヤ主義は問題解決にはならないと誤解される可能性が生じるからである。ユダヤ人資産の没収は、「疎外され非合理的な環境」が「経済的合理性という心地良いが限界づけられた安全地帯に押し入る瞬間であった。ホルトフレーリヒにより「贖罪の犠牲者」と説明され、「経済的合理性の安全地帯」に逃げ込んだ銀行家は、ここでドイツユダヤ人に対する差別と迫害に直接直面させられた。そして以下の疑問を出している。「ナチス国家との実際上の協力関係は単に退却であったのか？あるいはユダヤ人の権利剥奪に直面し、銀行家は行動を広げたのであろうか？またそれをいかにして行ったのか？」と。⁴⁹

以上アルハイムはこれまでの研究史を整理したうえで、自己の調査にもとづきユダヤ人資産の収奪を以下の3段階に分けて分析する。第一段階は1933年のナチスによる政権奪取、第二段階は1939年11月9～10日にかけてのボグロム（水晶の夜）、第三段階は1941年11月開始のユダヤ人の強制収容所移送開始（ライヒ市民法第11条第3項にもとづく全ユダヤ人資産の包括的接収）である。

次にこれら三段階におけるコメルツ銀行の関わりについての説明が続く。最初の段階では政府と各省関係の会議で決定された法律と規定が先行し、同行は他の信用大銀行二行と同様、民間銀行グループ (Wirtschaftsgruppe der Privates Bankengewerbe WGPB) を通して影響を与えた。第二段階ではより具体化された規定と管理手続きが導入され、コメルツ銀行本店は WGPB と協力して通知文書を出している。第三段階では最終的に銀行従業員

がユダヤ人顧客と日常業務で対応した。彼らは経営指導部の銀行員と異なり、顧客の葛藤と運命に向き合わなければならなかったと、述べている。⁵⁰

ただしこれらの行為への参加と同行従業員の責任という問題に答えることには多くの困難が伴い、資料自体の制約から十把一絡げで捉えることはできない、としている。アルハイムは第二段階で同行と他民間信用銀行の調査誌を利用したが、これらは組織上の問題が整理されているだけで、従業員の個別対応は見取することができないとしている。第三段階に関しては、顧客のユダヤ人口座に関する（郵送）書状と告知書を資料として利用している。

「ユダヤ人」記載のある口座は1938年に設定された（富裕な移住者の「移住者用貯蓄口座」は例外）。この設定により、その前歴が不明となり、その後の「利用制限された確定預金 (bvS-Konten)」では銀行と顧客の関係を見取することが困難となった。ここからはコメルツ銀行のユダヤ人業務処理が見えなくなっている。このため重要で富裕なユダヤ人顧客と小口顧客への対応の相違については「この書類からは答えが得られない」としている。

支店口座書類の引継ぎは、大規模なユダヤ人共同体があったいくつかの支店を除き、断片的なことしかわかっていない。ただ顧客関係網の調査から、ユダヤ人顧客関係が破壊された時期（1938/39年）とその徹底性についての情報のみが提供されていて、恵まれた国外脱出組と名声・資産・生命をも失ったドイツ残留組との違いについて述べられている。

以上、諸資料からは限定された解答しか得られないが、口座状況からユダヤ人顧客と取引銀行との日常生活についての像が得られ、「書面、管理手法、顧客に対する銀行の対応を再構成することで、ドイツユダヤ人迫害に際して所有権剥奪と根絶の機関へと変化する

有り様についての情報が与えられる」と述べている。⁵¹

(2) 「1. 第一段階～3. 第三段階」の概要 1. 第一段階：外国為替法とユダヤ人及び「ライヒ敵対者」法

第一段階である「資産押収法」の実施が二つの軌道上で開始された。一つは「ライヒ逃亡税」の枠で捻りだされた1931年の為替法であり、もう一つはユダヤ人と対「ライヒ敵対者」法である。この二つ目の法律は秘密警察に資産の押収と没収を可能とさせた。そして1938年の11月9・10日の水晶の夜以降、ユダヤ人の経済活動を根絶する企図が律法化された。ユダヤ人は「贖罪負担金」を負わされ、10億 RM が支払わされた。⁵²

2. 第二段階：利用制限付き保全口座

1938年はユダヤ人に対する政策全般においてだけでなく、コメルツ銀行のユダヤ人顧客との関係においても一つの節目となった。すでに資本の国外流出を防止する諸規定が強化され、ユダヤ人資産の国外転送は困難となっていた。ドイツ金割引銀行を経由する国外への資産転送額に対する限度が劇的に変化し、現金・資産転送プレミアムは94%となった。1938年には秘密警察、税関、為替当局による封鎖が行われるようになった。

諸銀行はこれら逃亡税、贖罪金支払いにおいて国家機関プロイセン国立銀行 (Seehandlung) と共同して関わった。以下ではフルスの混血ユダヤ人レオ (Leo. F) 家、ハノーヴァーのエドガー (Dr. Edgar S 家)、マンハイムのアルベルト (Albert S.) 家等とコメルツ銀行との関係事例が詳述されているが、これらは省く。

3. 第三段階：資産の帰属と強制収容所移送

最終段階を画す決定的変化は1941年11月25日付けの「ライヒ市民法第11指令」、「この種のライヒ資産の自動帰属に課する一括規定」であった。さらに1943年7月1日付の「同

法第13指令」で、死亡後のユダヤ人資産はライヒ帰属となることが定められた。「この指令は国内ユダヤ人を生存させない政策にもとづく最終結果であった。」⁵³

ただし第11指令から第13指令へ移行する間に複雑な過程があったことがアルハイムの記述から読み取れる。それは外国に移住したユダヤ人と追放されたユダヤ人の扱いの相違、また移住・追放先が外国であったか、併合国・領域であったかの相違、また資産のライヒ帰属を決定する管轄が上級財政管理局か、あるいは保安警察・親衛隊(SS)保安課報部(後二者が統合された国家保安本部(RSHA))にあったかどうか、以上の相違に関係していた。

まず第11指令による資産帰属の根本問題ではユダヤ人はドイツ国籍者としてか、あるいは国籍喪失者として追放されたのかどうか確定されなければならなかった。この指令を外国籍ユダヤ人に対して適用させないためである。第二に追放先が外国であったのかどうか確定されなければならなかった。というのはライヒ内または併合された東部領域の場合には、資産の帰属は他の規定が適用されなければならなかったためである。第三に、第11指令第8項で保安警察(Sicherheitspolizei)と保安課報部(SD)の責任者が資産帰属に関わるとされていたが、それはベルリンの上級財政長官(Oberfinanzparäsidenz OFP)または関係する財政当局が帰属資産の管理と処分に責任を負っていたためであった。さらに「上級財政管理局と国家保安部(Reichssicherheitshauptamt, RSHA)の間で管轄をめぐる衝突があった。OFPは独自の資料にもとづき資産帰属について決定できることができたが、国家保安部は十分な情報を持っていなかった」という説明も付されている。⁵⁴

このような状況下で銀行にとっては、「移住した」ユダヤ人と「追放された」ユダヤ人

の区分がその業務にとっても重大な問題となっていた。このため第11指令は多くの問題をはらんでいて、移住したユダヤ人に対する資産帰属を決定する上で破綻をきたすこともあった。この点では銀行の裁量が入る余地がないわけではなかったが、それを実際に実行することは相当困難であった。

さらにこの問題は強制収容所の移送後も影響を与えたことが記述されている。というのはゲットー、強制・絶滅収容所のすべてがライヒの領域外にあったわけではなかったからである。旧モデル型のテレージェンシュタット収容所の所在地はバーメン・メーレン保護領、大ドイツ・ライヒ(Grossdeutsches Reich)であり、ここへ送り込まれたユダヤ人の資産押収の扱いは、外国や東部の編入領域のケースとは異なるものであった。後者では秘密警察やその種の責任当局の指示に任されたが、銀行資料にはアウシュヴィッツ等の名前が明記されることはなかった。

これに対しテレージェンシュタットへの移送、「住居移転(Wohnsitzverlegung)」には長い官僚的な手続きがあり、アルハイムはこのことをドイツ民間銀行中央協会の資料を用いて説明している。この目的での移送については、銀行がユダヤ人の資産を没収するに際して洗練された皮肉なシステムがあったという。それはライヒ・ユダヤ人協会と該当者との間における「住居購入契約」であった。すなわちユダヤ人は全動産をウィーンのライヒ・ユダヤ人協会またはイスラエル文化協会へ委ねるという契約である。この事例としてヒュルト出身チリ(Cilli F.)のケースを紹介している。息子は1942年にアメリカへ移住していたが、本人は以下の書簡を同年8月25日に受け取った。

「監視当局はドイツにおけるライヒ・ユダヤ人協会に対し、移住者に義務付けられた以下の義務を負うことを命ずる。

a 献金及び埋葬手数料未払金

- b 賄い費及び看病費未払金
- c 特別口座 W に対する特別献金（現金資産の25%）
- d 共同住居購入費（住居購入契約H）
- e 共同住居一般融資に対するユダヤ人協会の献金（特別許可を必要としない1942年7月21日ライヒ経済省政令による指示）

以上の支払いを為替指図書により取引銀行が分割することなしに、遅滞なく振り込むことを求める。」⁵⁵

これに応じて振り込みが行われ、チリのH住居購入契約には3000RM が共同住居に払い込まれた。その後チリが支払わなければならない総額は48,283RM となったが、彼は1942年9月21日にテレージェンシュタットの「共同住居」で死亡したことが説明されている。

（3）「結」の概要

アンハイムの結論はこの冒頭の次の一文に表現されている。「コメルツ銀行はユダヤ人の資産押収と経済的存在の根絶を組織・遂行した当局及び支配機構と固く結合した。」⁵⁶

以下ではそのことの詳細が解説される。具体的には1938年11月以降の迫害規模が拡大する中で、ユダヤ人特別口座を利用し、ユダヤ人資産をライヒへ移管することを手助けした。本店・支店とも金融当局や秘密警察と相談の上、その手先となった。銀行協会とも協力し、収奪と「立ち退き」手続きを効果的にかつ完璧に行った。

コメルツバンク支店では「アリア」ドイツ人とユダヤドイツ人が交錯していたが、ユダヤ人顧客の名誉と権利の剥奪は一步一步進められた。資産の大部分は強制移送前に、差別的課題を突き付けられ剥奪された。これらをアルハイムは銀行文書の中に見て取っている。口座の書類形式に反映される不当性を銀行従業員が日常業務の中で受け入れるか、あるいは否定してユダヤ人の権利剥奪と差別に

組するか、どちらも可能ではあった。とはいえ、「資産没収を遂行する枠組みは機能的で官僚的機構となっていただけでなく、社会的雰囲気となっていた。このことが銀行従業員をして良心の呵責を脇に置かせ、真摯に向き合うことをさせず、ドイツユダヤ人の資産収奪と根絶組織へ貢献することを可能にさせた」と締めくくっている。⁵⁷

¹ Ludolf Herbst/Thomas Weihe(Hrsg.), *Die Commerbank und Die Juden 1933-1945*, München 2004.

² Ebenda, S.9.

³ ドイツ銀行については以下の拙稿参照。「ユダヤ系資産の『アリア化』に関する研究の進展－ハロルド・ジェームズの『アリア化』関連第二著作を中心として－」、「北星論集」第47巻第2号、2008年3月、第48巻 第1号、2008年9月、第48巻 第2号 2009年3月。「L. ガル『アプス伝』における戦時下のアプス像－諸アプス批判への反論の基本視点－」、「北星論集」第52巻第1号、2012年9月、第52巻第2号、2013年3月、第53巻第2号、2014年3月、第54巻第2号、2015年3月。

⁴ ドレスデン銀行については以下の拙稿を参照。【紹介】「クラウス－D. ヘンケ編集『第三帝国』下のドレスナーバンク ((Hrsg.) Klaus・Dietmer, *Henke, Die Dresdner Bank im Dritten Reich*, 2006 München)』[1]、[2]、『北星論集』第56巻第2号、2017年3月、及び【紹介】「ナチス体制下のドレスナーバンク研究－Klaus・D. Henke(Hrsg.), *Die Dresdner Bank im Dritten Reich*－」[1]、[2]、『北星論集』第58巻第2号、2019年3月、第59巻第2号、2020年3月。

⁵ Ludolf Herbst/Thomas Weihe(Hrsg.), a.a.O., S.9.

⁶ Ebenda, S.9.

⁷ Ebenda, S.11.

- ⁸ Ebenda, S.11f.
- ⁹ Ebenda, S.14
- ¹⁰ Ebenda, S.15.
- ¹¹ Ebenda, S.16.
- ¹² Ebenda, S.17f..
- ¹³ Ebenda, S.18.
- ¹⁴ Ebenda, S.20.
- ¹⁵ Ebenda, S.22.
- ¹⁶ Ebenda, S.25-27.
- ¹⁷ Ebenda, S.32.
- ¹⁸ Ebenda, S.36.
- ¹⁹ Ebenda, S.42ff.
- ²⁰ Ebenda, S.43. シャハトがこのような発言をすることができたのは、彼がヒトラーに対しても批判的言動をすることを躊躇しなかったからである。このことは以下の著作に書かれている。有沢廣巳『ワイマール共和国物語』上(私家版)、25-26ページ。さらにこの種の議論は、ドイツ銀行の元監査役会長 H.J. アプスヤコメルツ銀行のフリードリッヒ・ラインハルト元監査役会長にもつながることが強調されている。
- ²¹ Ludolf Herbst/Thomas Weihe(Hrsg.), a.a.O., S.45f.
- ²² Ebenda, S.49ff.
- ²³ Ebenda, S.51ff.
- ²⁴ Ebenda, S.53.
- ²⁵ Ebenda, S.54.
- ²⁶ Ebenda, S.55.
- ²⁷ Ebenda, S.55f.
- ²⁸ Ebenda, S.62ff.
- ²⁹ Ebenda, S.67
- ³⁰ Ebenda, S.69, S.72
- ³¹ 拙稿「ユダヤ系資産の「アーリア化」に関する研究の進展－ハロルド・ジェイムズの「アーリア化」関連第二著作を中心として－」(2)、『北星論集』第48巻第1号、2008年9月、103～104ページ。
- ³² Ebenda, S.74.
- ³³ Ebenda, S.75f.
- ³⁴ Ebenda, S.77-79.
- ³⁵ Ebenda, S.81f.
- ³⁶ Ebenda, S.80. 及びこの章の脚注30掲載の以下の論文。Eernhard Lorenz, Die Commerzbank und 《die Arisierung》 im Altreich.-Ein Vergleich der Netzwerkestrukturen und Handlungsspielräume von Grossbanken in der NS-Zeit, in VfZ 50 (2002), S.237-268. Ebenda, S.82.
- ³⁷ Ebenda, S.84-86.
- ³⁸ Ebenda, S.132.
- ³⁹ Ebenda, S.95.
- ⁴⁰ Ebenda, S.133f.
- ⁴¹ Ebenda, S.107.
- ⁴² Ebenda, S.135.
- ⁴³ Ebenda, S.136f.
- ⁴⁴ Hannah Alheim, Die Commerzbank und die Erziehung Jüdischen Vermögens, in: Ludolf Herbst/Thomas Weihe(Hrsg.), a.a.O., S.138.
- ⁴⁵ Ebenda, S.346f. の脚注 1 に掲載された以下の文献。
Helmut Genschel, Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich, Göttingen 1966 [Göttingen Bausteine zur Geschichtswissenschaft] , ordnet Enteignungsmassnahmen ein in die Entwicklung der Jugendverfolgung; Avraham Barkai, Vom Boykott zur 《Entjudung》. Der Wirtschaftliche Existenzkampf der Juden im Dritten Reich 1933-1945, Frankfurt/M. 1987, Frank Bajohrs Regionalstudie : 《Arisierung》 in Hamburg. Die Verdrängung der jüdischen Unternehmer 1933-1945, Hamburg² 1998 [Hamburger Beiträge zur sozial- und Zeitgeschichte, hrsg. Von der Forschungsstelle für Zeitgeschichte Hamburg, Bd. 35] ; Frank Bajohrs, Verfolgung aus gesellschaftlicher

Perspektive. Die wirtschaftliche Existenzvernichtung der Juden, Und die deutsche Gesellschaft, in: Geschichte und Gesellschaft 26(2000), H 4, S. 629-653. A.J. van der Leeuw, Der Griff des Reiches nach dem Judenvermögen, in A.H.Paape(Hg.), Studies over Nederland in oorlogstijd, Den Haag 1972, Ders., Zur Vorgeschichte der Enteignung jüdischen Vermögens durch die Elfete VO-R bürgerG, in: Rechtsprechung zum Wiedergutmachungsrecht 13(1962), S.1-4; Norman Schmidt, Entziehung von Goldvermögen, in: Friedlich Biella(Hg.), Das Bundesrückerstattungsgesetz. Die Wiedergutmachung Nationalsozialistischen Unrechts durch die Bundesrepublik Deutschland, Bd. II, hg., vom Bundesministerium der Finanzen in Zusammenarbeit mit Walter Schwarz, München 1981, S. 311-364.

⁴⁶ Hannah Alheim, a.a.O. S.347脚注3に掲載された以下の文献。

Uwe Dietrich Adam, Judenverfolgung im Dritten Reich, Düsseldorf 1972[Tübinger Schriften zur Sozial- und Zeitgeschichte I]; Hans Günther Adler, Der erwartete Mensch. Studien zur Deportation der Juden aus Deutschland, Tübingen 1974; Raul Hilberg, Die Vernichtung europäischen Juden, 3 Bde., Frankfurt/Main.9 1999; Irmtraud Wojak/Peter Hayes(Hg.), 《Arisierung》 im Nationalsozialismus. Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis, hg., vom Fritz Bauer Institut, Frankfurt/Main. 2000 [Jahrbuch zur Geschichte und Wirkung des Holocaust 2000]. Zur Situation der Juden unter nationalsozialistischer Herrschaft, Wolfgang Benz(Hg.), Die Juden in Deutschland 1933-1945. Leben unter

Inhalt nationalsozialistischer Herrschaft, München3 1993.

記録の収集、Paul Sauer, Dokumente über die Verfolgung der jüdischen

Bürger in Baden-Württemberg durch das NS-Regime 1933-1945, 2Bd., Stuttgart 1966 [Veröffentlichung der staatlichen Archivverwaltung baden-Württemberg, Bd.e. 16/17]; Joseph Walk, Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Massnahmen und Richtlinien-Inhalt und Bedeutung, Heidelberg2 1996.

⁴⁷ Hannah Alheim, a.a.O. S.347脚注4に掲載された以下の文献。

Daniel Jonah Goldhagen, Hitlers willige Vollstrecker. Ganz gewöhnliche Deutsche und Holocaust, Berlin 1996, Julius H. Schoeps herausgegebenen Band Ein Volk von Mördern? Die Dokumentation zur Goldhagen-Kontroverse um die Rolle der Deutschen im Holocaust, Hamburg 1997. Robert Gallately, Hingeschaut und weggesehen. Hitler und sein Volk, Stuttgart 2002.

⁴⁸ Hannah Alheim, a.a.O. S.348. 及び脚注6に掲載された以下の文献。

Kurt Schilde, Bürokratie des Todes. Lebensgeschichten jüdischer Opfer des NS-Regimes im Spiegel von Finanzakten, Berlin 2002 [Reihe Dokumente-Texte-Materialien. Veröffentlicht vom Zentrum für Antisemitismusforschung der Technischen Universität Berlin, Bd. 45], Gerd Blumberg, Die Zollverwaltung und die Divisenstelle im Dritten Reich, in: Wolfgang Leesch(Hg.), Geschichte der Finanzverfassung und -verwaltung in Westfalen seit 1815, München 1998, S. 28-353; Gundi Mohr, Die fiskalische

Ausbeutung der Juden im Dritten Reich. Einen Beitrag zur Rolle der Finanzverwaltung 1933-1945, Frankfurt/Main. 1996; Inka Berz, 《Ein Karteiblatt für jeden Juden erleichtert die Übersicht.》, Dorothea Kolland(Hg.), Zehn Brüder waren wir gewesen… Spuren jüdischen Lebens in Berlin-Neuköln, Berlin 1988, S.372-386.; Mario Offenberg, Die Vernichtung von Menschen und die Verwaltung ihrer Sachen: Legal und korrekt, in: Ders., Adsa Jisroel. Die jüdische Gemeinde in Berlin(1869-1942). Vernichtete und Vergessen, Berlin 1986, S. 222-255.

⁴⁹ Hannah Alheim, a.a.O., S139 f .

⁵⁰ Ebenda, S.141.

⁵¹ Ebenda, S.142ff.

⁵² Ebenda, S.144-S.147.

⁵³ Ebenda, S.160.

⁵⁴ Ebenda, S.165.

⁵⁵ Ebenda, S.169.

⁵⁶ Ebenda, S.170.

⁵⁷ Ebenda, S.172.